

地域団体商標登録出願の流れ

地域団体商標制度の目的

地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的としています。

Q & A の Q 1 参照

出願

商標は地域の名称及び商品又は役務の名称等からなるものです。

類型 1 例) ○○りんご、○○そば

地域の
名称

+

商品（役務）
の普通名称

類型 2 例) ○○焼、○○牛

地域の
名称

+

商品（役務）
の慣用名称

類型 3 例) 本場○○織

地域の
名称

+

商品（役務）
の普通名称

又は

+

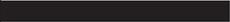
商品（役務）
の慣用名称

産地等を表示
する際に付さ
れる文字として
慣用されてい
る文字

Q & A の Q 2 ・ Q 3 参照



登録要件の審査
(7条の2、3条1項1号・2号、4条等)



- ①出願人（団体）が
主体要件を満たし
ていること
- ②構成員に使用をさ
せる商標であること
- ③商標が使用をされ
た結果、周知とな
っていること
- ④商標が地域の名称
及び商品又は役務
の名称等からなる
こと
- ⑤商標中の地域の名
称が商品（役務）
と密接な関連性を
有していること
- ⑥普通名称化してい
ないこと、他に周
知となっている同
一・類似商標がな
いこと、商品（役務）
の品質（質）の誤認
を生じさせるおそ
れの無いこと等

③周知性の要件

商標が使用の実績により出願人である団体又はその構成員の業務に係る商品・役務を表示するものとして周知となっていること

≡ ≡ ≡ <周知性の程度>

商品（役務）の特性にもよりますが、例えば、隣接都道府県に及ぶ程度の需要者に認識されていることが必要です。

⑤密接な関連性の例

- ・商品の産地である場合
- ・役務の提供の場所である場合
- ・製法がその地域に由来している場合
- ・主要な原材料がその地域において生産されている場合

